

期が迫った場合、  
命治療を望みません！  
公正証書で残す人が急増中



# 宣言の書き方

「苦痛を和らげる措置はしてください」  
「はい」ほかに、公的に記録できること

長い人生の終わりをできる限り平穏に迎えたい——誰もが抱く思いだ。その一方で、様々な要因から「死ぬ瞬間」でさえ自分の好きにさせてもらえるとは限らない。

そうしたなかで急増しているのが、「公正証書」という公文書で残す「尊厳死宣言」だ。その書面をどう使えば、自ら望む人生の幕引きに近づけるのか。

## 8か月で1000件超

「生命を維持するために、点滴で栄養や水分を送り続ける」と、体がだぶだぶの状態になるんです。お医者さんの中には、「溺れる」と表現する人もいます。

たしかに父の命はつなぎ止めたんですが、果たして最善の選択だったのか……。

答えは見つかりません」

そう話す50代のAさんは、昨年、父親をがんで亡くした。病床で何本も管につながれた父の最期の姿が、今も脳裏から消えないという。

病气や事故で回復の見込みがなくなった場合、無理に延命治療を施さず、自然な最期を迎えるのが「尊厳死」だ。文字通り、人間と

しての尊厳を保ったまま旅立たせるという考え方だ。

「尊厳死の基本は、望まない医療を受けない権利を守る」ことにあります」

日本尊厳死協会関東甲信越支部理事で杉浦医院院長の杉浦敏之氏は、そう話す。どんな最期を迎えたいかは、それぞれの人生観によって異なる。最後まで病魔と闘い抜く考えの人もいれば、経管栄養と人工呼吸器をつないで生き続けることに抵抗感を示す人もいます。

2025年には65歳以上の人口が全体の3割に達するといわれる。超高齢化時代を目前に、人生をどう締めくくるとは現代人にとって

「超高齢化時代の「穏やかで幸せな逝き方」を考える」

「不治の病で死  
私は延

そう

# 尊厳死

「医師も家族も私の意思にご配慮く  
「彼らを訴訟対象としないようお願い

書式見本

申告手続き  
マニュアル付

て大きなテーマだ。  
そんな中、日本公証人連  
合会が、ある調査結果を發  
表した。今年1〜7月に、  
公証役場で作成された「尊  
厳死宣言公正証書」（以下、  
尊厳死宣言）の数が、98  
3件にのぼったという。  
そもそも、公正証書とは、  
法務大臣に任命された公証  
人が作成する文書のことだ。  
金銭貸借を含む各種契約や、  
遺言などの内容を公証人が  
証明することにより、法的  
な紛争を未然に防ぐことを  
目的としている。  
そこで作成される尊厳死  
宣言には一体どんな役割が  
あるのか。優オフィスグル  
ープ代表で、行政書士の東  
優氏が解説する。

「尊厳死宣言は、終末期に  
延命治療を望まない意思を、  
公証人の前で宣言する文書  
です。  
法的な拘束力はありません

んが、家族や医療機関など  
に対して自分の意思を表明  
できるものです」

これまでも、一般財団法  
人である日本尊厳死協会が  
延命治療を望まないことを  
表明する「終末期医療にお  
ける事前指示書（リビング・  
ウイル）」の普及活動を続  
けてきた。エンディングノ  
ートをはじめ、自分の人生  
の終わり方を考え、文書と  
して残そうとする風潮も広  
がりつつある。だが、そう  
いった文書は、あくまで「私  
的」なもの。「公的」な意  
味合いのある尊厳死宣言に  
まとめることで、よりはっ  
きりと周囲に意思を伝える  
ことができるという。  
51頁に掲載したのは、東  
京都にある公証役場がホー  
ムページに公開しているオ  
ーソドックスな尊厳死宣言  
の文例だ。

# 「尊厳死宣言」申告マニュアル

これを持って公証役場に行きましょう

早ければ翌日にも左の書面が作成される

- ① 回復の見込みがない不治の病にかかり、死期が迫っているとき死期を延ばすための「延命治療」は必要ない  
はい いいえ
- ② (①で「はい」を選んだ人)その理由は何ですか?
- ③ 必要ないと考える「延命治療」の具体的な内容があれば記入して下さい(記入しなくても構いません)
- ④ 苦痛を和らげるための緩和治療は、薬剤などの副作用で死期を早める可能性があります。それでもあなたは痛みを取ることを優先したいですか?  
はい いいえ
- ⑤ (①で「はい」を選んだ人)その意思を誰に伝えましたか?  
妻 子供 孫 親戚 友人  
主治医 その他 誰にも伝えていない
- ⑥ (⑤で誰かに「意思を伝えた」という人)どのような方法で伝えましたか?  
日常会話で 希望を伝える場を設けて  
メモ書きなどの書面で その他
- ⑦ 延命治療を行なわなかったことで、家族や医師に責任が生じるような事態は避けてほしい  
はい いいえ
- ⑧ 精神が正常な状態のときに、上記を記入した  
はい いいえ

その他必要なもの…本人確認ができる証明書類(パスポート、免許証など)と認印、または実印と印鑑証明。作成手数料。

日付 / / 氏名

専門家への取材をもとに本誌が作成

「延命治療を行なわないこと」  
 「苦痛を和らげる措置は最大限行なうこと」  
 「医療従事者の免責」  
 「自身の精神状態の健全性」といった項目が綴られている。日本公証人連合会の向井壯氏が解説する。

「確認したところ、古くは93年に尊厳死宣言が作成された記録がありました。尊厳死という言葉の広まりとともに相談件数および作成数が増えています。それで今年、初めて統計を取りました。データ発表の翌月となる今年8月には145件

作成されており、合わせて1000件を超えました。家族に迷惑をかけたくない、という考えの人が多くいます。実際に身内の方を看取って、自身の最期をイメージした時に尊厳死という結論に至ることも多いようです」

尊厳死宣言を作成するには、どんな準備と手続きが必要なのか。  
 「運転免許証やパスポート、マイナンバーカードといった顔写真付きの本人確認書

類と、認印が必要になります。あるいは、実印と印鑑証明書のセットでも作成が可能です」(同前)  
 書類作成の手料は1万1000円。これに、作成する謄本の枚数などによってプラス数千円かかる。病気のため自宅や病院を離れられないという場合には、公証人が出張することもありという。その場合、日当と交通費が別途かかる。弁護士などと相談し、あらかじめ文案を作成する場合には、弁護士費用も必要だ。「すでに文案がある場合には、内容確認の翌日にできあがることもあります。ご本人と直接やり取りする場合には、公証役場に来ていただくか、難しければ電話やメール、ファクスで内容を詰めていきます。とはいえ、ほとんどの場合、基本的な内容は同じです」(同前)

51頁上に掲載した尊厳死宣言の文例にあるように、

手数料は1万1000円

事前に内容について家族の了承を得たと記載する場合もあるが、作成時に立ち会う必要はないという。比較的簡易な手続きで作成が可能な尊厳死宣言は、「公証人が直接見聞きした内容を公正証書にする」という「事実実験公正証書」にあたる。この場合の見聞

きした内容とは、「本人の意思」と「判断能力」だ。「本主に本人が尊厳死を望んでいるか、ということはいしつかりと確認します。同時に、尊厳死というものの意味を理解できているかという判断能力も見ます。エンディングノートなどの私文書だと、本主に判断

能力があったのか、そもそも本人が書いたのかといった点で信頼性に疑問符がつくケースがある。医師が本人に確認しようにも、死期が近く意思表示できない状態だったら、確かめようもない。その点、尊厳死宣言は間違いなく本人が望んだと公

## 尊厳死宣言公正証書

第1条 私〇〇〇は、私が将来病気に罹り、それが不治であり、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の家族及び私の医療に携わっている方々に以下の要望を宣言します。

- 1 私の疾病が現在の医学では不治の状態に陥り、既に死期が迫っていると担当医を含む2名以上の医師により診断された場合には、死期を延ばすための延命措置は一切行わないでください。
- 2 しかし、私の苦痛を和らげる処置は最大限に実施してください。そのために、麻薬などの副作用により死亡時期が早まったとしてもかまいません。

第2条 この証書の作成に当たっては、あらかじめ私の家族である次の者の了承を得ております。

妻	〇	〇	〇
昭和	年	月	日生
長男	〇	〇	〇
昭和	年	月	日生
長女	〇	〇	〇
昭和	年	月	日生

私に前条記載の症状が発生したときは、医師も家族も私の意思に従い、私が人間として尊厳を保った安らかな死を迎えることができるよう御配慮ください。

第3条 私のこの宣言による要望を忠実に果たしてくださる方々に深く感謝申し上げます。そして、その方々が私の要望に従ってされた行為の一切の責任は、私自身にあります。警察、検察の関係者におかれましては、私の家族や医師が私の意思に沿った行動を執ったことにより、これらの者を犯罪捜査や訴追の対象とすることのないようお願いいたします。

第4条 この宣言は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものであります。したがって、私の精神が健全な状態にあるときに私自身が撤回しない限り、その効力を持続するものであることを明らかにしておきます。

証人が証明するわけですから、一定の信頼がおける」  
(前同)

尊厳死をどう捉えているかを、事前に頭の中で整理しておく必要がある。50ページの「申告マニュアル」は、専門家の協力を得ながら、尊厳死宣言を作成するにあたって、考えておくべきポイントをまとめたものだ。家族や親しい人と話し合いながら記入すれば、自分の考えをまとめ直す機会になると同時に、周囲に意思表示することにもなる。

申告マニュアルには、必要ないと考える延命治療の内容を記入できる欄を設けた。これはあくまで「胃ろう」や「経鼻チューブ」「人工呼吸」といった具体的な延命治療の内容を知ること、宣言する上での理解を深めることが主たる目的で、実際の尊厳死宣言では細かく指定しないほうが望ましいという。「望まない治療の内容を細分化して書き込んでしまうと、書いていない治療はやっていいのか」という話

になってくる。医学が進歩して新しい種類の延命治療が生まれるかもしれない。したがって、治療方法を指定しないほうがいいと思います」(前出・向井氏)

作成された尊厳死宣言の原本は公証役場が保管する。コピーにあたる謄本を自分の手元に置いたり、家族に渡したりすることで意思の共有を図る。

ちなみに、後になって気が変わり、一度作成した尊厳死宣言の内容を破棄したい場合、役場での手続き等は必ずしも必要ではないという。

前出・向井氏はこういう。「自分が持っている謄本を破棄し、その内容を伝えていた人に、あの話はなかったことにしてくれ」と伝えるのも一つの方法。保管している原本を破棄するという手続きはない。公証役場で、「前に作成した尊厳死宣言を撤回する」という証書を新たに作る方法はあるが、私は一度もそうした依頼を受けたことはありません」

## 死は一人で完結できない

だが、尊厳死宣言を作成しさえすればすべてが希望通りに進むとは限らない。ポイントには前述したように、公正証書に法的な拘束力がないことだ。まこと法律事務所の弁護士・北村真一氏は次のように指摘する。

「尊厳死宣言をしていても、本人の意思に反して、家族が延命治療の中止に同意しなければできませんし、医師が拒否する場合もあります。本人、家族、医師の同意が揃って、初めて実現するものです」

前掲の申告マニュアルにも記したが、尊厳死宣言の作成にあたっては、家族や主治医と十分に話し合う時間を設けることが望ましい。さらには定期的に尊厳死への気持ちに変化がないことを意思表示し、理解を得る。「死」は自分一人では完結できない現実があるからだ。前出の向井氏がいう。

「尊厳死宣言に家族の了承を組み込む場合もあります

が、公証人には、本当了承しているかどうかの確認義務はありません。まさか嘘をつくということはないでしょうが、本人が納得してもらっていると感じていても、家族はそう認識していないこともある」

前出の北村氏も、本人と家族の考えにズレが生じる場合があると指摘する。

「絶対に回復の見込みがないという状態の場合のみに

当初は意思統一が図れていても、いざ死期が近づくと、家族の心境に変化が出てくることもある。

本誌で16年5月から翌年1月まで『いのちの苦しみが消える 古典の言葉』を連載した田中雅博さんは、僧侶であり、内科医だった。68歳だった14年10月に、ステージ4b（最も進んだステージ）の膵臓がんが見つかり、末期がん患者でもあ

認められるのが尊厳死です。

しかし、家族が「まだ助かるかもしれない」と望みを捨てられないことがある。それこそ機械につないでも生き永らえさせておけば、もしかしたら近い将来画期的な治療法が見つかるかもしれないという希望を抱く人もいます」

病床にある人の年金額と、治療にかかる医療費との兼ね合いを計算した上で、家族が延命を希望するという耳を疑うようなケースも存在するという。

## 家族と意思がすれ違ふ

った。雅博氏の妻で自身も麻酔科医の貞雅さんが話す。「膵臓がんの手術後、肝臓への転移も見つかりました。毎週がんセンターで抗がん剤治療を受けていましたが、ある日調子が悪かったのか、心臓が止まったら、蘇生は望まないよ」と言ったんです。私は、「はい、わかりました」とって。

娘とも、「お父さんの意思を尊重してあげようね」という話はしていました。」「余命は数か月」とみられていた雅博さんは、最初にかんが見つかったから2年4か月間を生き、昨年3月に70歳でこの世を去った。がんに冒されながら、診察や僧侶としての講演活動などを精力的に続ける雅博さんの姿を見て、貞雅さんの心に揺らぎがあった。

「亡くなる1か月前くらいには、ガクンと調子が悪くなりましてね。でも、ついでこの間まで護摩行をやっていたし、医師の仕事もしていた。入院してモニターを付けていましたけど、心臓は動いているし、呼吸もしている。孫が遊びに来ると、ちゃんと手を挙げてハイタッチまでするんですよ。私は医者ですから、死期が近づいていることはわかります。それでも、まだまだ生きると思ったり、生きてほしいとも思いました」

身近な人でさえ、最期の時が迫ると気持ちに変化が生じる。ましてや、臨終が近いとなると、普段は一緒に暮らしていない親族も集

まる。本人が尊厳死宣言を残していても、延命治療の中止に反対する人が出てくることも考えられる。日本尊厳死協会関東甲信越支部長の丹澤太良氏が指摘する。「土壇場になって、『やっぱりできることは全てやってあげるのが子供の仕事だ』と延命治療を願う家族は少なくない。特に、遠くに住んでいる親族ということが多い印象です。」

それでも治療を受けさせない、いや、本人の意思が病院で交わされることになりません」

そうした事態を念頭に、



殺人罪に問われた女性医師が動いていた川崎協同病院には報道陣が殺到した

前出の東氏はこう話す。「公正証書に残したことを誰に伝えておくかはケースバイケースですが、親類縁者全員にというのは手間も

## 医師が殺人に問われない

尊厳死宣言は、本人や家族はもちろん、医師の側から見ても大きな意味を持つ。「10年ほど前までは、尊厳死の意思表示があっても、治療を続けようとする医師が多かったように思います。

最近では尊厳死への理解も深まって、本人の意思が確認できるようなら、尊重しようという医師も増えていますが、延命治療をしないのは、「命を救う」という医師の本懐に反する行為です。治療を続けたい気持ち強い医師もいる。公正証書の存在は、そうした医師への説得材料にもなり得るのです」（前出・杉浦医師）

医師が抱えるリスクへの配慮もある。「家族が延命治療を望んでいるのに、本人がこう思っているんだから、おしま

ある。そうなったときには、最も信頼できるキーパーソンに、しっかりと説明しておくというのも1つの手段です」

いにしましょう」とは言えませんが、あとになって家族から「治療をしてほしいと言っていたのに、無視された」と訴訟になつてしまう可能性があります」（同前）

前述したように、尊厳死宣言には医療従事者に対する免責事項が組み込まれることがほとんどだ。家族などからの民事責任（損害賠償請求）に加え、犯罪捜査や刑事訴追の対象とはせず、責任を問わないでほしい旨の記載がされる。

過去には、実際に医師が刑事責任を問われたケースもある。

98年11月、神奈川の川崎協同病院で呼吸器内科部長だった女性医師は、気管支喘息の重積発作で極度の呼吸困難状態にあった患者から、気道確保のための気管

内チューブを外した。患者が上体をのけぞらせて苦しんだため、鎮痛剤と筋弛緩剤を投与したところ、患者は息を引き取った。

殺人罪に問われたこの医師は07年2月に、高裁で懲役1年6か月、執行猶予3年の判決を受け、09年12月に最高裁が上告を棄却したことで、刑が確定した。

06年には、富山県の射水市民病院で入院患者の人工呼吸器が取り外され、50歳、90歳の7人が死亡していたことが明らかになった。取り外しを行なったとされたのは外科部長だった。

「医師は家族や本人との合意のもとで止めた」と主張。しかし警察は殺人として捜査を進めた。結局不起訴となったが、長い時間がかか

った。その間、医師は「殺人容疑者」です」（山王メデイカルセンターの医師・鈴木裕也氏）

尊厳死宣言が広がれば、そうした現実が少しずつ変わるかもしれない。

「仮に裁判となっても、公正証書があれば裁判所の判断材料において強い証明力を持ちますから、本人の意思があつた、という点については認められると考えられる」（前出・向井氏）

尊厳死宣言の記載は、罪に問われることを恐れる医師にとっても「救い」となり得る。

一方で、やはり法的拘束力はないため、医師が患者の希望に沿えるよう、その免責を法的に位置づけるべきという意見もある。

## 気が変わってもいい

『安楽死を遂げるまで』（小学館刊）の著書があるジャーナリストの宮下洋一氏は、尊厳死宣言に一定の評価を与える。

「日本人は自分の明確な意

ないか」といった気遣いや、「介護や医療費が嵩んでいく」という思いが優先されがちです。だから、迷いがあってもサインしてしまふことがあるんです。そういう点では、公証人という第三者が意思を確認する尊厳死宣言は、従来の事前指示書よりは正当性があると言えるかもしれません。

ただ、一度決めたとしても人間の意思は変化する。体調が悪くなると書面にしておいた方がいいと思うかもしれないけど、気分が良い時はまだ生きられると思つたりもするでしょう。死の寸前で変わることもある。前もって準備することは大切ですが、気持ちの変化を日々再確認しておくことも肝要でしょう」

逝き方を考えることは、自分の人生に最後まで責任をもつということでもある。医療の進歩で簡単には死ねなくなった時代だからこそ、「尊厳死宣言」の文面を見ながら、一人ひとりが考えることの意味は大きい。

逝き方を考えることは、自分の人生に最後まで責任をもつということでもある。医療の進歩で簡単には死ねなくなった時代だからこそ、「尊厳死宣言」の文面を見ながら、一人ひとりが考えることの意味は大きい。